

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三十八号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（平成二年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「別記様式第三号」の下に「及び別記様式第三号の二」を加え、同条第五号中「介護扶助決定調書」を「保護決定調書（介護扶助）」に改める。

第五条第一項第二号中「（老人）訪問看護」を「訪問看護」に改め、同条第二項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

第六条中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

第七条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる通知は、当該各号に定める様式による通知書により行うものとする。

一 法第二十四条第一項及び第二十五条第一項の規定による保護の開始の決定通知 別記様式第二十号

二 法第二十四条第五項において準用する同条第一項及び第二十五条第二項の規定による保護の変更の決定通知 別記様式第二十号の二又は別記様式第二十号の三

三 法第二十六条の規定による保護の廃止の決定通知 別記様式第二十号の四

四 法第二十六条の規定による保護の停止の決定通知 別記様式第二十号の五

五 法第二十六条の規定による保護の停止決定の解除通知 別記様式第二十号の六

六 法第二十四条第一項の規定による保護申請の却下の決定通知 別記様式第二十号の七
第十三条第三号を削り、同条第四号中「老人訪問看護要否意見書」を「訪問看護要否意見書」に改め、同号を同条第三号とする。

第十九条中「事実」を「事業」に改める。

別記様式第二号及び別記様式第三号を次のように改める。

様式第2号 (第3条関係)

保 護 台 帳

出力日：
ページ：

ケース番号：
地 区：

担当：
開始日：

格 付：

世帯主名	住所 (居住地 通信先) TEL	本籍/筆頭者	支給先	資格区分	費用	分離	63条適用	世帯類型	労働類型	伊単区分	地区民生委員
	TEL										
員番 氏名	続柄	個人番号 生年月日等	職種	老保	他法1	他法2	社保	増員日	減員日		
身体状況・加算・収入申告区分・年金手当等 介護情報 (被保険者番号・要介護状態・認定有効期間)											
問題点	処遇方針	記入日	決裁			起案日					

出力日：

保護台帳

1 基本/世帯員情報

クース番号	世帯主名	担当		地区						
開始日 廃止日		申請日	格付	住居	費用	世帯類型	併単区分	地区民生委員		
居住地 通信先	郵便番号： 居住開始日： 電話番号：									
本籍/筆頭者 支給先						緊急 連絡先				
世帯員情報	員番	氏名	性別	生年月日	続柄	学歴	職業	学校/学年	個人番号	備考
分離者等										
その他										

2 資産情報

種類	所在地	所有者	面積		調査面積 調査日	保有 文書指示日	備考	
			詳細額	㎡				
土地・ 家屋			㎡	㎡				
			円	㎡				
			円	㎡				
			円	㎡				
			円	㎡				
			円	㎡				
			円	㎡				
			円	㎡				
			円	㎡				
			円	㎡				
			円	㎡				
			円	㎡				
生命保 険			契約日	月額保険料				
			満期日	入院給付				
			満期保険金	解除返戻金				
			円	円				
			円	円				
			円	円				
			円	円				
			円	円				
			円	円				
			円	円				
			円	円				
			円	円				
自 動 車		所有者	車種	ナンバー	年式	排気量	保有 文書指示日	備考
							cc	
							cc	
							cc	
							cc	
その他の資産								

別記様式第三号の次に次の一様式を加える。

様式第3号の2 (第3条関係)

保護決定調書
(一時扶助決定)

決裁							
----	--	--	--	--	--	--	--

下記のとおり決定してよろしいかと伺います。

ケース番号	世帯主氏名	地区	世帯	分離	民生委員
		担当	労働	63	
		費用	併単	資産	
住所					

申請日		理由
起案日		

一時扶助の種類・程度及び支給方法

	1	2	3
申請番号			
世帯員氏名			
種類			
扶助期間			
回数	回	回	回
基準額			
充当額			
扶助額			
総支給額			
支給方法			
支給先			

記事

扶助額合計
総支給額合計

円
円

--

別記様式第四号及び別記様式第四号の二を次のように改める。

医療扶助決定調書

ケースNO	員番		氏名		年 月 日	
性別	男 ・ 女	年齢	才	生年月日	年 月 日	
区分 受付 起案 元決定 施行	処理年月日	開始日	費用 1 泉費 2 市費	病類 1 結核 2 その他		
				有効期間		
				かゝ月 (意見書の場合(注記入不要))		
				年 月 日		
				年 月 日		
統計入退 コード	入院時のみ○印記入 (転入院時(注記入不要)) 01 入院申請 (保護開始時入院) 02 外から入 (01, 03以外の入院) 03 入院 (医療扶助開始)					
医療機関	帳票	1 意見書 2 依頼書 3 精神意見書				
入外区分	券種	1 単独券 2 併用券				
(症状)						
備考						
2	区分 受付 起案 元決定 施行	処理年月日	決定区分 1 継続 2 転帰 3 中断・再開 4 修正	継続年月	継続期間	かゝ月
				転帰月	転帰理由	
				中断月	再開月	
				費用 1 泉費 2 市費	病類 1 結核 2 その他	
				費用 1 単独 2 併用	継続年月	かゝ月
3	区分 受付 起案 元決定 施行	処理年月日	決定区分 1 継続 2 転帰 3 中断・再開 4 修正	継続年月	継続期間	かゝ月
				転帰月	転帰理由	
				中断月	再開月	
				費用 1 泉費 2 市費	病類 1 結核 2 その他	
				費用 1 単独 2 併用	継続年月	かゝ月
4	区分 受付 起案 元決定 施行	処理年月日	決定区分 1 継続 2 転帰 3 中断・再開 4 修正	継続年月	継続期間	かゝ月
				転帰月	転帰理由	
				中断月	再開月	
				費用 1 泉費 2 市費	病類 1 結核 2 その他	
				費用 1 単独 2 併用	継続年月	かゝ月

医療扶助決定調書

5	区分				決定区分 1 継続 2 転帰 3 中断・再開 4 修正	継続年月		継続期間		か月
	受付		処理年月日			転帰月		転帰理由		
	起案					中断月		再開月		
	元決定 施行									
6	区分				決定区分 1 継続 2 転帰 3 中断・再開 4 修正	継続年月		継続期間		か月
	受付		処理年月日			転帰月		転帰理由		
	起案					中断月		再開月		
	元決定 施行									
7	区分				決定区分 1 継続 2 転帰 3 中断・再開 4 修正	継続年月		継続期間		か月
	受付		処理年月日			転帰月		転帰理由		
	起案					中断月		再開月		
	元決定 施行									
8	区分				決定区分 1 継続 2 転帰 3 中断・再開 4 修正	継続年月		継続期間		か月
	受付		処理年月日			転帰月		転帰理由		
	起案					中断月		再開月		
	元決定 施行									
9	区分				決定区分 1 継続 2 転帰 3 中断・再開 4 修正	継続年月		継続期間		か月
	受付		処理年月日			転帰月		転帰理由		
	起案					中断月		再開月		
	元決定 施行									
10	区分				決定区分 1 継続 2 転帰 3 中断・再開 4 修正	継続年月		継続期間		か月
	受付		処理年月日			転帰月		転帰理由		
	起案					中断月		再開月		
	元決定 施行									

様式第4号の2 (第3条関係)

保護決定調書
(介護扶助)

決裁							

ケースNO	員番	氏名	性別	生年月日
申請受理年月	開始年月日			
認定有効期間	～			
要介護度				
居宅介護支援事業				
	事業所名	サービスの種類	開始日	終了日
1				
2				
3				
4				
5				

別記様式第八号中「(老人) 訪問看護要否意見書(新規・継続)」や「訪問看護要否意見書(新規・継続)」及び「上記のとおり(老人) 訪問看護を(1 要する 2 要しない)と認めます。」や「上記のとおり訪問看護を(1 要する 2 要しない)と認めます。」に改める。

別記様式第十七号(裏)中「結核性疾患の及び」を削る。

別記様式第二十号を次のように改める。

様

地域事務所長 印

生活保護決定通知書

平成 年 月 日付けで申請された生活保護法による保護を次のとおり開始することに決定しましたので通知します。

1 保護の種類及び支給額

基準額	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	合 計	本人支払額
正当額 (日割)					
既決定額					
追給戻入額					
正当額 (日割)					
既決定額					
追給戻入額					

(定時支給日・支給先)

(別支給場所) 上記には下記の金額も含まれています。

(自己負担額) この決定によりあなたに負担していただく額です。

2 今回の決定に伴う差額と支給方法

- 3 保護開始時期 平成 年 月 日
- 4 決定理由

備考 (1) この決定に不服があるときには、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、広島県知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。ただし、日本国籍を有しない人は審査請求ができません。

(2) 上記 (1) の審査請求に対する裁判を経た場合に限る、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、広島県を被告として (訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となります) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁判があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁判がないとき。
 - ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 生活保護が開始、停止又は廃止された場合は、市役所又は町役場の窓口へこの通知書を持参して、早急に国民健康保険の資格喪失又は取得及び国民年金の加入等の手続をしてください。

別記様式第二十号の次に次の六様式を加える。

〒

様

地域事務所長 印

生活保護変更通知書

平成 年 月 日付で生活保護法による保護を変更しましたので通知します。

1 保護の種類及び支給額

基準額	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	合 計	本人支払額
正当額 (日割)					
既決定額					
追給戻入額					
正当額 (日割)					
既決定額					
追給戻入額					

(定時支給日・支給先)

(別支給場所) 上記には下記の金額も含まれています。

(自己負担額) この決定によりあなたに負担していただく額です。

2 今回の決定に伴う差額と支給方法

3 保護変更理由

備考 (1) この決定に不服があるときには、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、広島県知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。ただし、日本国籍を有しない人は審査請求ができません。

(2) 上記 (1) の審査請求に対する裁判を経た場合に限る、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、広島県を被告として (訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となります) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁判があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁判がないとき。
 - ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 生活保護が開始、停止又は廃止された場合は、市役所又は町役場の窓口へこの通知書を持参して、早急に国民健康保険の資格喪失又は取得及び国民年金の加入等の手続をしてください。

〒

様

地域事務所長 印

一時扶助決定通知書

平成 年 月 日付けで申請された生活保護法による保護を次のとおり決定することにしましたので通知します。

1 保護の種類, 程度

No	氏名	月分・回数	種 類	金額 (総額) 円
1		回		(円)
2				
3				

※ () 内の金額は扶助期間内の合計金額です。

2 今回の決定に伴う支給金額及び支給方法

No	支給金額	支 給 日	支 給 方 法
1	円		
2	円		
3	円		

備考 (1) この決定に不服があるときには、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、広島県知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができます。)。ただし、日本国籍を有しない人は審査請求ができません。

(2) 上記 (1) の審査請求に対する裁判を経た場合に限る、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、広島県を被告として (訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となります) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁判があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができます。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁判がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

平成 年 月 日

〒

様

地域事務所長 印

生活保護廃止通知書

生活保護法による保護を、次のとおり廃止することに決定したので通知します。

1 廃止した保護の種類

2 今回の廃止の結果は以下のとおりです。

3 廃止する時期

平成 年 月 日

4 理由

備考 (1) この決定に不服があるときには、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、広島県知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。ただし、日本国籍を有しない人は審査請求ができません。

(2) 上記 (1) の審査請求に対する裁判を経た場合に限り、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、広島県を被告として (訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となります) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁判があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁判がないとき。
 - ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 生活保護が開始、停止又は廃止された場合は、市役所又は町役場の窓口へこの通知書を持参して、早急に国民健康保険の資格喪失又は取得及び国民年金の加入等の手続をしてください。

平成 年 月 日

〒

様

地域事務所長 印

生活保護停止通知書

生活保護法による保護を、次のとおり停止することに決定したので通知します。

1 停止した保護の種類

2 今回の停止の結果は以下のとおりです。

3 停止する時期

平成 年 月 日

4 理由

- 備考 (1) この決定に不服があるときには、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、広島県知事に対し審査請求をすることができません (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができません)。
- ただし、日本国籍を有しない人は審査請求ができません。
- (2) 上記 (1) の審査請求に対する裁決を経た場合に限る、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、広島県を被告として (訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となります) この決定の取消しの訴えを提起することができません (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります)。
- ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
- ① 審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。
 - ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 生活保護が開始、停止又は廃止された場合は、市役所又は町役場の窓口へこの通知書を持参して、早急に国民健康保険の資格喪失又は取得及び国民年金の加入等の手続をしてください。

〒

様

地域事務所長 印

生活保護停止解除通知書

平成 年 月 日付けで生活保護法による保護を変更しましたので通知します。

1 保護の種類及び支給額

基準額	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	合 計	本人支払額
正当額 (日割)					
既決定額					
追給戻入額					
正当額 (日割)					
既決定額					
追給戻入額					

(定時支給日・支給先)

(別支給場所) 上記には下記の金額も含まれています。

(自己負担額) この決定によりあなたに負担していただく額です。

2 今回の決定に伴う差額と支給方法

3 保護変更理由

備考 (1) この決定に不服があるときには、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、広島県知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができます)。

ただし、日本国籍を有しない人は審査請求ができません。

(2) 上記 (1) の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、広島県を被告として (訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となります) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができます)。

この決定の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。

② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3) 生活保護が開始、停止又は廃止された場合は、市役所又は町役場の窓口へこの通知書を持参して、早急に国民健康保険の資格喪失又は取得及び国民年金の加入等の手続をしてください。

〒

様

地域事務所長 印

保護申請却下通知書

平成 年 月 日付けで申請された生活保護法による保護については、下記の理由により保護できませんので却下します。

記

1 却下の理由

備考 (1) この決定に不服があるときには、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、広島県知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

ただし、日本国籍を有しない人は審査請求ができません。

(2) 上記 (1) の審査請求に対する裁判を経た場合に限る、その審査請求に対する裁判があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、広島県を被告として (訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となります。) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁判があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁判があつた日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁判がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記様式第二十六号を次のように改める。

原語綴名録三十一号中

「次のとおり生活保護法による保護施設を設置したいので、生活保護法施行規則第5条第2項の規定により届け出ます。」

「次のとおり生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）による保護施設を設置したいので、生活保護法第40条第2項の規定により届け出ます。」

答ふ所。

原語綴名録三十一号中

「次のとおり生活保護法による保護施設を設置したいので、生活保護法第41条第2項の規定により申請します。」

「次のとおり生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）による保護施設を設置したいので、生活保護法第41条第2項の規定により申請します。」

答ふ所。

原語綴名録三十三号中

「次のように変更したいので、生活保護法第41条第5項の規定により申請します。」

「次のように変更したいので、生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）第41条第5項の規定により申請します。」

答ふ所。

原語綴名録三十二号中

「次のとおり生活保護法施行細則第19条の規定により報告します。」

「次のとおり生活保護法施行細則第19条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則第16条の規定により報告します。」

答ふ所。

原語綴名録四十一号中

「次のとおり保護施設を休止したので、生活保護法施行規則第7条の規定により報告します。」

「次のとおり保護施設を休止したので、生活保護法施行規則（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定

においてその例によるものとされる場合を含む。) 第7条の規定により報告します。」

ぢぬい。

医国機法第百四十一号中

「 次のとおり 廃止 したので、生活保護法第42条の規定により申請します。 休止

「 次のとおり 廃止 したいので、生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。) 第42条の規定により申請します。」

ぢぬい。

医国機法第百四十三号中

「 医療機関 生活保護法指定 助産師 指定申請書 施術者

生活保護法第49条(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。」

「 医療機関 指定 助産師 指定申請書 施術者

生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。) 第49条(生活保護法第55条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。」

ぢぬい。

医国機法第百四十四号中

「 生活保護法指定介護機関指定申請書 生活保護法第54条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。」

指定介護機関指定申請書

生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。) 第54条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。」

ぢぬい。

医国機法第百四十五号中

「 医療機関 名称
生活保護法指定 介護機関 所在地 変更届書
助産師
施術者 その他

を

次のとおり変更しましたので届け出ます。

」

「 医療機関 名称
介護機関 所在地 変更届書
指定 助産師
施術者 その他

を

次のとおり変更しましたので、生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第50条の2（生活保護法第54条の2第4項及び第55条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

」

第56条。

第56条第47号（第5

「 医療機関 廃止
介護機関 休止 届書
生活保護法指定 助産師
施術者 再開

を

次のとおり 廃止・休止・再開 しましたので届け出ます。

」

「 医療機関 廃止
介護機関 休止 届書
指定 助産師
施術者 再開

を

次のとおり 廃止・休止・再開 しましたので、生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第50条の2（生活保護法第54条の2第4項及び第55条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

」

第56条。

第56条第47号（第5

「 医療機関
介護機関 処分届書
生活保護法指定 助産師
施術者

を

次のとおり届け出ます。

」

「 医療機関
介護機関 処分届書
指定 助産師 施 術 者
施 術 者 」

次のとおり生活保護法施行規則（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第14条第3項の規定により届け出ます。 」
改める。

別記様式第四十八号(表)中

「 医療機関
介護機関 指定辞退届書
生活保護法指定 助産師 施 術 者
施 術 者 」

次のとおり生活保護法による指定を辞退します。

「 医療機関
介護機関 指定辞退届書
指定 助産師 施 術 者
施 術 者 」

次のとおり生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）による指定を生活保護法第51条（同法第54条の2第4項及び第55条において準用する場合を含む。）の規定により辞退したいので、届け出ます。」
改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の生活保護法施行細則による様式でしている申請は、この規則による改正後の生活保護法施行細則による様式で行った申請とみなす。
- 3 この規則による改正前の生活保護法施行細則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の生活保護法施行細則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。